

平成 16 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長  
里 見 治  
( コード番号 6460 東証第一部 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員  
深 澤 恒 一  
( 電話番号 03-6215-9955 )

### 損害賠償請求の放棄に関するお知らせ

当社子会社、サミー株式会社がアビリット株式会社（旧：高砂電器産業株式会社）から提起されている実用新案権侵害訴訟に関し、アビリット株式会社は大阪地方裁判所に損害賠償請求を放棄する書面を提出し、当該実用新案に関する訴訟は請求放棄により終了しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 アビリット株式会社（旧：高砂電器産業株式会社）
- (2) 所 在 地 大阪市中央区南船場二丁目9番14号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 濱野 準一（旧：代表取締役 石井 治夫）

#### 2. 訴訟の内容

サミー株式会社が製造販売した回胴式遊技機（いわゆる「パチスロ機」）「アラジンA」「ハードボイルド2」「サンペイ」「ジュウオウ」がアビリット株式会社（旧：高砂電器産業株式会社）の保有する実用新案権（第2148009号）に触れるとし、これについて損害額114億2400万円の支払を求める旨の訴えがなされたもの。

#### 3. 放棄書の内容

平成14年（ワ）第7164号 実用新案権侵害損害賠償請求事件  
上記事件について、原告は、上記訴訟における請求を放棄する。

#### 4. 経 緯

- (1) 平成14年 7月18日 アビリット株式会社（旧：高砂電器産業株式会社）による損害賠償請求の訴訟提起
- (2) 平成15年 6月12日 特許庁からの実用新案権登録第2148009号を無効とする審決書（平成15年6月5日付）を確認
- (3) 平成15年 7月10日 アビリット株式会社は特許庁が平成15年6月5日付で無効とした審決の取消を求めて、東京高等裁判所に訴訟を提起
- (4) 平成16年10月19日 東京高等裁判所はアビリット株式会社の訴えを棄却する判決を確認（特許庁の無効審決を維持）
- (5) 平成16年11月 1日 アビリット株式会社は大阪地方裁判所に訴訟における請求を放棄する「放棄書」を提出
- (6) 平成16年12月 9日 大阪地方裁判所での弁論準備手続にて、アビリット株式会社が提出した「放棄書」を裁判所が陳述

上記に記載のとおり、当該実用新案に関する訴訟はアビリット株式会社の請求放棄により終了しました。

以 上